

J 0 0 1 - 7 爪甲除去（麻酔を要しないもの）			
【点数の見直し】		45点	60点
J 0 0 2 ドレーン法（ドレナージ） （1日につき）			
【注の見直し】	注 3歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。		注 3歳未満の乳幼児の場合は、110点を加算する。
J 0 0 5 脳室穿刺			
【注の見直し】	注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。		注 6歳未満の乳幼児の場合は、110点を加算する。
J 0 0 6 後頭下穿刺			
【注の見直し】	注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。		注 6歳未満の乳幼児の場合は、110点を加算する。
J 0 0 7 頸椎、胸椎又は腰椎穿刺			
【注の見直し】	注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。		注 6歳未満の乳幼児の場合は、110点を加算する。
【新設】		(新設)	J 0 0 7 - 2 硬膜外自家血注入 800点 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出